

令和2年4月3日制定
令和2年11月10日改定
令和4年2月3日改定

小金井市の新型コロナウイルス感染症に関する公表の考え方

本市では、感染者の公表について、ホームページ、報道機関へのプレスリリース、市議会議員への情報提供により、感染者の公表を行っています。

新型コロナウイルス感染症は、様々な変異株が発生するなど、感染拡大を繰り返し、感染者数も大きく変動していることから、これまでと同様の情報提供が困難な状況が生じています。

一方でこの間、感染予防の取組等も進んでおり、市施設ではアクリルパーテーションの設置、消毒の励行、検温モニターの設置などを行い、ワクチン接種も進み、治療薬の開発もされている状況です。

そのような現下の状況を踏まえ、公表についての考え方を下記のとおり改定します。

1 目的

本市関係業務に関係する感染発生状況を公表することにより、市の業務運営に市民の理解と協力をいただくとともに、市内における感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

- ① 市職員、市の委託事業所関係者等が感染した場合
- ② 市施設等で感染が発生した場合
- ③ 市が公表することにより、感染拡大防止に寄与すると認められる場合

3 公表内容

次のうち、個人情報及び人権に配慮し、必要な情報を公開する。

- ① 感染者の所属
- ② 感染者の症状・経過
 - ※ 最終出勤日、検査日、診断日、濃厚接触者の有無など
- ③ 公衆衛生上の対策

4 留意事項

- ① 感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、関係者の同意を得たうえで公表する。

- ② 濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討し判断する。
- ③ 市民との接触がない場合や、市民サービスに直接影響がない場合は公表しない。

5 公表の方法

原則、ホームページで公表する。

※ 市民サービスに多大な影響がある場合は、状況によりプレスリリースも合わせて行う。

6 その他

- ① 公衆衛生上の必要がある場合、市は保健所と協議のうえ、感染者や事業者の同意が得られなくても感染に関する情報を公表することがある。
- ② この考え方は、今後の感染者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。